

神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務実施要領

平成 31 年 3 月

神戸市経済観光局観光 MICE 部観光企画課

【目次】

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	神戸市における指定管理者の選定の概要	1
3	施設について	2
4	指定期間	4
5	指定管理者が行う業務	4
6	指定管理者が行うことができない業務	7
7	指定管理者の行う行政処分について（使用許可等）	7
8	管理運営費等	7
9	審査及び選定	9
10	選定から協定締結まで	10
11	指定の取り消し等	11
12	管理運営に関するモニタリング	11
13	管理運営に対する評価	13
14	業務を行うにあたっての基本的事項	13
15	その他	15

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営にかかる指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正（平成15年9月施行）により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入されました。

2 神戸市における指定管理者の選定の概要

指定管理者の選定は、「神戸市指定管理者制度運用指針」、「神戸市指定管理者制度運用マニュアル」及び本実施要領に基づき行います。

そして、「神戸市執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置される各所管局選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）が、書類審査及びヒアリング等を実施し、指定管理者候補者を選定し、市長が決定します。

指定管理者候補者の選定結果は指定申請事業者に速やかに通知し、ホームページへの掲載等により公表します。その後、神戸市会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

神戸市立須磨海浜水族園は水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資するために昭和62年に設置され、平成18年度より指定管理制度を導入しているところですが、この度、須磨海浜水族園の更なる魅力向上のための再整備を予定しています。

については、平成32年4月からの現行施設の管理運営について、公募を行わず、須磨海浜水族園・海浜公園再整備（P-PFI）事業における認定公募設置等計画に定められる、新水族館の運営を担う事業者が管理運営を任せることが合理的であると判断いたしました。（公の施設の指定管理制度運用指針「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」に該当。）

本実施要領は、認定公募設置等計画に定められる、新水族館の運営を担う事業者が平成32年4月から公の施設としての供用終了までの現行施設の管理運営を実施していただくために必要な事項を定めるものとします。

3 施設について

(1) はじめに

須磨海浜水族園は、1987年（昭和62年）に開園後、市民に生き物とのふれあいの場を提供する社会教育・生涯学習施設として、また、神戸を代表する観光施設として機能してきました。

この社会教育・学習施設機能と集客観光施設機能とを適切に維持管理し、市民福祉の向上に努めるための施設です。

(2) 施設の概要

施設 の 名 称	神戸市立須磨海浜水族園	
施設の所在地	神戸市須磨区若宮町1丁目3番5号	
施設の設置目的	水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資するため、神戸市立須磨海浜水族園(以下「水族園」という。)を設置する。	
施設 の 内 容	構造・規模：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 敷地面積：約23,700㎡ 延床面積：約14,500㎡ 建築面積：約6,700㎡ 展示水槽：120（イルカプールを含む。他に置き水槽あり） 予備水槽：約60 総水量：約3,800㎡ 飼育水族等：約600種12,000点以上（平成30年12月時点） その他展示物：標本類：骨格標本、液浸標本、模型、レプリカなど 展示機器など：OA機器、悠ちゃんコスモス、イルカ標本展示室展示物など 和楽園展示室：特別展用の展示室 その他：売店、レストラン、遊園地等	
開園時間等	神戸市立須磨海浜水族園条例施行規則により以下のとおり定められています。ただし、施設の利便性の向上や利用促進等を考慮し、提案をもとに協議の上、変更することができます。 ①開園時間：午前9時～午後5時 ②休園日：12月29日から翌年1月1日まで及び、12月1日から翌年3月25日までの水曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く）	
入園料等の現状	(1) 入園料及び定期料金	
	区 分	入 園 料
	大 人	1,300円
		定 期 料 金
		3,000円

	<table border="1"> <tr> <td>中 人</td> <td>800円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> </tr> </table> <p>備考1： この表において「大人」とは18歳以上の者を、「中人」とは15歳以上18歳未満の者（小人に該当する者を除く。）を、「小人」とは小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者をいう。</p> <p>(2) 許可に係る利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として行う写真（広告写真を除く。）の撮影その他これに類する行為</td> <td>1人1日につき900円</td> </tr> <tr> <td>業として行う広告写真の撮影その他これに類する行為</td> <td>1日につき 3万円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画の撮影その他これに類する行為</td> <td>1日につき 6万円</td> </tr> <tr> <td>業として行う広告類の掲出又は配布，宣伝その他これに類する行為</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：1日未満の端数は，1日として計算する。</p> <p>(3) 特別入場料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随時開催される特別展示のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき</td> <td>1人1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>随時開催される特別の催し（水族とのふれあい体験を含む）のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき</td> <td>1人1回につき1,000円以下で指定管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	中 人	800円	2,000円	小 人	500円	1,200円	区 分	金 額	業として行う写真（広告写真を除く。）の撮影その他これに類する行為	1人1日につき900円	業として行う広告写真の撮影その他これに類する行為	1日につき 3万円	業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき 6万円	業として行う広告類の掲出又は配布，宣伝その他これに類する行為		区 分	金 額	随時開催される特別展示のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき	1人1回につき1,000円	随時開催される特別の催し（水族とのふれあい体験を含む）のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき	1人1回につき1,000円以下で指定管理者が定める額
中 人	800円	2,000円																					
小 人	500円	1,200円																					
区 分	金 額																						
業として行う写真（広告写真を除く。）の撮影その他これに類する行為	1人1日につき900円																						
業として行う広告写真の撮影その他これに類する行為	1日につき 3万円																						
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき 6万円																						
業として行う広告類の掲出又は配布，宣伝その他これに類する行為																							
区 分	金 額																						
随時開催される特別展示のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき	1人1回につき1,000円																						
随時開催される特別の催し（水族とのふれあい体験を含む）のうち，指定管理者が特別入場料を定めるとき	1人1回につき1,000円以下で指定管理者が定める額																						
歴 史	<p>昭和32年5月 須磨水族館として開設</p> <p>昭和62年5月 須磨水族館閉館</p> <p>昭和62年7月 須磨海浜水族園としてリニューアル開園（1期）</p> <p>平成元年3月 イルカライブ館の開設（2期）</p> <p>平成12年7月 アマゾン館の開設（3期）</p> <p>平成18年4月 指定管理者による管理運営開始</p>																						
施設の見取り図	別紙（参考）平面図参照																						

(3) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況

売店、レストラン等は、条例に定めのない自主事業であり、市長からの行政財産の目的外使用許可等を受けて指定管理者に運営していただきます。なお、売店、レストラン等にかかる行政財産使用料等は平成 29 年度実績で 23,391 千円となっています。

4 指定期間

平成 32 年 4 月 1 日から須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業の認定提出者が定める、当該施設の公の施設としての供用終了日までとし、具体的な期日は協定で定めます。

5 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営の指針

- ①「神戸市立須磨海浜水族園条例」及び「同施行規則」に基づく運営を行うこと。
- ②博物館法に基づく博物館相当施設として、ふさわしい活動を行うこと。

(2) その他運営の条件

- ①公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ②須磨海浜公園内にあり「風致地区内における建築等の規制に関する条例」でいう第 2 種風致地区であり、新たな工作物の設置を提案される場合は留意すること。
- ③神戸市個人情報保護条例に基づく個人情報の保護に配慮すること。
- ④神戸市情報公開条例の趣旨に即した適切な対応を行うこと。
- ⑤施設の適切な維持管理に努めること。
- ⑥安定的な運営、安全、安心、衛生的な運営に努めること。
- ⑦管理業務を的確に円滑に行うため適切な従業員を配置すること。
現在勤務している従業員のうち、引き続き勤務を希望する者については、面接を行うなど希望を聞く機会を設けること
- ⑧維持管理経費の縮減及び入園料収入の増収対策に努めること。
須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業において認定公募設置等計画等に記載された提案内容を遵守し、利用可能区域の減少に伴う施設利用者へのサービス低下を最小限に留めるよう魅力維持に努め、企画・広報に取り組むこと。
- ⑨地元企業等の積極的活用に努めること。
- ⑩地域雇用、障害者の雇用及び高齢者の雇用に努めること。
- ⑪環境負荷低減に配慮した運営に努めること。
- ⑫ユニバーサル社会実現へ配慮した運営に努めること。
- ⑬利用者意見の聴取を行い、それを反映すること。
- ⑭事業計画書・事業報告書の作成及び報告を行うこと。
- ⑮ボランティアの育成に努めること。

- ⑩ (社) 日本動物園水族館協会、(財) 博物館協会に加盟し各施設間の相互協力、相互啓発に努めること。
- ⑪ 神戸西部地区の観光拠点として、かつ、神戸西部地区観光施設協議会の事務局として西部地区の観光振興及び地域の活性化に努めること。
- ⑫ 市が主催、後援する諸行事のうち、「K O B E 観光の日・K O B E 観光ウィーク」「神戸ウェルカムクーポン」「神戸学遊パスポート」「のびのびパスポート」については、下記の協力内容を継続すること。

行事名	協力内容
K O B E 観光の日・K O B E 観光ウィーク	K O B E 観光の日 (10 月 3 日) を含む約 1 週間のうち 1 日を無料開放など
神戸市高齢者保健福祉月間	高齢者福祉月間 (9 月) 中の 1 日を無料開放
神戸ウェルカムクーポン	クーポン持参で外国人旅行者の入園料 2 割引
神戸学遊パスポート	パスポートの提示で、修学旅行で神戸を旅行する小・中・高校生及び引率者の入園料無料
のびのびパスポート	パスポートの提示で、神戸市及び周辺市町等 (芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、明石市、稲美町、淡路市、洲本市、南あわじ市、鳴門市、徳島市、篠山市、堺市、忠岡町、岸和田市、泉佐野市、田尻町、紀の川市) に在住する小中学生の入園料無料

その他の諸行事に対しても、協力を依頼された場合は、積極的に対応するなど、市と連携を図った運営を行うこと。

- ⑬ 引継ぎ時点で既に予約を受け付けている 32 年 4 月以降の利用者に対しては、予約時の内容 (入園料など) を引き継ぐこと。提案により、入園料が現行より安くなる場合は、この限りでない。
- ⑭ 現在の指定管理者が発行した定期券 (年間パスポート) について、有効期限内においてはその利用を認めること。

(3) 管理運営業務 (運営管理、維持管理)

- ・園の運営に関する庶務 (入園料等の徴収、開園、閉園、警備、消防、安全管理、清掃、植栽管理、修繕等、その他園の運営に関わる業務)
- ・観客の誘致、広報、宣伝
- ・観客サービス
- ・水槽 (展示水槽、予備水槽、濾過槽) 及びこれに付随する機械器具の維持管理

※以下の業務については別添仕様書を参考にしてください。

- | | |
|------------|-----------|
| 警備に関する業務 | 別添 2 のとおり |
| 屋内清掃に関する業務 | 別添 3 のとおり |

屋外清掃に関する業務	別添4のとおり
一般廃棄物に関する業務	別添5のとおり
植栽管理に関する業務	別添6のとおり

(4) 管理業務（建物設備管理）

- ・建物・設備の維持管理（水族園内のすべての建物及び設備、取水設備、照明設備等の園外に設置される園所管の設備を含む）

(5) 水族に関する最新かつ独自のテーマの追究とその発信

- ・水族の調査・研究
- ・水族に関する科学知識の普及
- ・水族に関する資料（1次資料、2次資料）の収集・作成・展示
※ここでいう1次資料とは生き物、2次資料とはそれに関連する文献等の資料をいいます。
- ・希少水族の繁殖及び保護など、生物多様性の保全に関する活動
- ・水族の収集・飼育・展示
- ・学芸普及（社会教育）活動の企画・運営
- ・水族展示の企画及び運営
- ・水族園ボランティアの連絡調整及び活動支援
詳細については別添7「水族の飼育展示・調査研究及び学芸普及（社会教育）活動に関する仕様書」をご覧ください。

(6) 施設の魅力維持向上のための取り組み

- ・施設の魅力維持や社会教育施設としての自主事業や新たな水族の導入など

【参考：過去の実績】

- ・須磨ドルフィンコースト
- ・須磨アクアイルミネージュ
- ・展示解説板の刷新
- ・動物病院
- ・本館・ライブ劇場自動化 など

(7) 自主事業に関すること

売店、自動販売機等は自主事業として運営してください。

これらは、行政財産の目的外使用許可を受け、市へ使用料を納めていただきますが、収入は指定管理者のものとしします。

6 指定管理者が行うことができない業務

指定管理者は、行政財産の目的外使用許可及び審査請求に対する裁決など、法令により地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限については、指定管理者は行うことができません。

7 指定管理者の行う行政処分について（使用許可等）

指定管理者は条例の規定に基づき施設の使用許可等の行政処分を行うことができますが、この場合「行政庁」に該当することから、当該処分について行政手続条例等の適用を受けるため、指定管理者が行政手続条例に基づいた、以下のような手続きを講じてください。

（1）申請に対する処分関係

- ① 許可等を判断する基準（条例・規則・規程を含む）について、申請窓口へ備え付けるなど公にすること。
- ② 標準処理期間を定めるよう努め、標準処理期間を定めたときは、審査基準と同様に申請窓口へ備え付けること。

（2）不利益処分関係

- ① 取り消し等の不利益処分を行うときに必要とされる基準（条例・規則・規程を含む）について、申請窓口へ備え付けるなど、公にしておくよう努めること。
- ② 許可の取消（許可を受けた者からの許可の取消申し出等の場合を除く）等の不利益処分を行う場合には、それに先立ち、処分を受ける者から事情や意見を聴く「聴聞」（※）を行うこと（事案によっては、「弁明」となる場合あり）。

※ 聴聞手続については、指定管理者が行うこととなり、本市職員が主宰者等として関わることはできません。実施にあたっては、神戸市聴聞手続規則等に沿って実施する必要がありますので、留意してください。

また、指定管理者は、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

なお、指定管理者が行った処分にかかる審査請求については、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。

これらに関して、行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条により、行政処分を行う際に教示が義務付けられていますので留意してください。

具体的な審査基準等の設定及び意見公募手続きは神戸市が行います。ただし、利用料金の料金変更に伴う公示及び減免基準に関する意見公募手続は不要です。

8 管理運営費等

（1）指定管理料

① 市の負担上限額

指定管理料の上限額は指定期間総額 900,000 千円（消費税 10%込み）とします。提案にあたっては、指定管理期間の各年度に必要な指定管理料の額とその根拠を明示してください。

② 支払方法

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）に予算の範囲内で支払います。具体的な支払時期や方法は協定で定めます。

（2）修繕費

修繕については、原則として指定管理者の責任において行うものとし、年間 1,000 千円（消費税 10%込み）を費用として計上してください。1,000 千円を超える場合は、本市の予算の範囲内で市が負担し、1,000 千円を下回る場合は、その差額を市に納付していただきます。

なお、本市の予算の範囲を超えて修繕を実施した場合は、その超過額について指定管理者で負担していただきます。

- ・1件あたり 500 千円以下の修繕については、指定管理者の判断において行ってください。
- ・1件あたり 500 千円を超える修繕については、事前に市と協議を行ってください。
- ・大規模修繕（投資的支出）は市で行います。

その他、修繕については、施設及び設備の維持管理に関する仕様書（別添 1）も参照してください。

（3）利用料金制について

① 利用料金の徴収

水族園の入園料等については利用料金制により利用料金を徴収していますが、施設の運営に要する経費は、利用料金収入及びその自主事業収入により賄っていただきます。

また、料金に関する利用者の苦情や意見等については指定管理者において対応していただきます。

② 利用料金の減免

神戸市立須磨海浜水族園条例により、指定管理者が市長の承認を得て定めた基準に基づき、減免を行うことができます。

（4）区分経理等

水族園における指定管理業務の経理については、事業者の経理とは区分して処理していただきます。また、指定管理業務及び自主事業について、それぞれ区分経理を行ってください。

なお、指定管理者を対象に、出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものについて、本市監査委員等による監査が行われる場合があります。

(5) 資金管理専用口座の開設

修繕費超過負担金等の公金については、専用口座を設け入金管理してください。

なお、専用口座は、決済用預金（預金保険法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金）口座とします。

(6) 損害賠償保険への加入

施設内の事故等により、損害が発生した時、施設そのものの欠陥による場合は本市の責任になりますが、施設の管理瑕疵による損害は指定管理者の責任になりますので、損害賠償保険へ加入していただきます。

(7) その他の費用負担について

その他、災害発生時等における対応や社会情勢の変化により、費用負担が発生する場合があります。これらの費用負担の基本的な考え方については、別紙 2 リスク分担を参照してください。

9 審査及び選定

(1) スケジュール

- ・ 選定評価委員会による審査 平成 31 年 10 月上旬頃（予定）
- ・ 選定結果の通知・公表 平成 31 年 10 月下旬頃（予定）

(2) 審査方法

須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業における認定公募設置等計画等に定められる者が指定管理者候補者として適当か選定評価委員会にて審議します。また、同委員会が必要と認める場合は、須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業における認定公募設置等計画に定められる、新水族館の運営を担う事業者等に対してヒアリング等を行うことがあります。

(3) 会議の公開

指定管理者候補者の選定に関する選定評価委員会の会議は、「神戸市指定管理者選定評価委員会規則」に基づき非公開とします。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業における認定公募設置等計画に定める新水族館の運営を担う事業者に、文書で通知するとともにホームページ

ジでも公表します。

10 選定から協定締結まで

(1) スケジュール

- ・ 指定管理者の指定 平成 31 年 12 月（予定）
- ・ 指定管理者との協定の締結 平成 32 年 3 月（予定）

(2) 細目協議

指定管理者候補者の決定後、本市は必要に応じて指定管理者候補者との間で提案内容の実現に向けた細目協議を行います。このとき、本市は必要に応じて指定管理者候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を逸脱しない範囲で修正を求めることができるものとします。

(3) 指定の手続き

指定管理者候補者について、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を神戸市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定管理者へ文書で通知するとともに、神戸市立須磨海浜水族園条例の定めるところにより告示します。

ただし、神戸市会が議決するまでの間に、暴力団排除要綱第 5 条各号に該当することが判明するなど、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

なお、指定しない場合、神戸市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合であっても、指定管理者候補者が本件に関し支出した費用等については、一切補償しません。

(4) 協定の締結

神戸市会の議決を経て指定管理者として指定した後に、本市と指定管理者は、提案事項に基づき業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行ったうえで指定管理協定を締結します。

(5) 履行保証等

① 指定管理者は、上記の協定上の義務の不履行によって生ずる本市の損害をてん補するため、協定の締結と同時に、本市に対し提案上の平成 32 年度利用料金収入の 100 分の 3 に相当する額の保証金を納付していただきます。ただし、指定管理者が保険会社との間に、本市を被保険者とする上記相当額の履行保証保険契約を締結し、その証書を提出することで、これに代えることができます。

本市は、管理運営終了後、指定管理者の請求に基づき、履行保証金を返還します。

この場合、保証金に利息は付しません。また、この保証金返還請求権を第三者に譲渡したり、担保に供したりすることはできません。

詳細については、指定管理協定等で取り決めます。

- ② 指定管理者が協定内容を履行しないこととなるおそれがないと本市が認めた場合は、保証金の納付を免除する場合があります。

(6) 提案内容の実現について

提案いただいた内容については、指定管理者候補者選定後、本市と協議し、承認を得たうえで実施していただくこととなりますが、必ずしも指定管理者からの提案が実現できるとは限りません。提案内容が実現しないことから生じた指定管理者の損害に対して神戸市は賠償しません。

11 指定の取り消し等

本市は、指定管理者が、本市の指示又は監督に従わないとき、暴力団関係事業者であることが判明したとき、その他管理の業務を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

なお、暴力団関係事業者であることを理由として指定の取り消しを行う場合、本市は提案上の平成 32 年度利用料金収入の 10 分の 1 に相当する額を違約金として指定管理者に請求するものとします。

上記の場合により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市はその賠償の責を負いません。

12 管理運営に関するモニタリング

管理運営の適正を期するため、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者は管理運営業務や経理の状況に関し、本市へ定期的に報告を行うものとします。また、本市は、適宜、実地調査を行い、必要な場合は指示等を行います。

(1) 事業報告

① 事業計画書・収支計画書

指定管理者は、前年度の 3 月末までに事業計画書・収支計画書を提出し、本市の承認を得ることとします。

② 事業報告書

(ア) 指定管理者は、本施設の管理運営にかかる経費支出・収入実績等について、四半期ごとに報告書を作成し、各期終了後 30 日以内に本市に提出することとします。

(イ) 指定管理者は、一事業年度が終了するごとに本施設の管理運営業務について、

当該年度の事業内容を報告する、次の事項を記載した書類を年度終了後 30 日以内に本市に提出することとします。

- ・全体概況
- ・入園者数
- ・社会教育活動実施回数（園内・園外）
- ・収支状況（利用料金・自主事業収入の収入実績も明示されているもの）
- ・実施した各種事業内容（自主事業も含む）
- ・施設の魅力向上のための投資
- ・常設展示内容
- ・特別展、企画展など
- ・学芸普及（社会教育）活動
- ・調査・研究成果
- ・生物多様性の保全に関する活動状況
- ・建物・設備の管理状況
- ・施設の保全状況（修繕実施状況を含む）
- ・利用者満足度調査の結果・情報セキュリティ対策の実施状況
- ・その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

③ 事故報告書

指定管理者は、本施設にかかる管理運営業務に関して、事故等が発生した場合は、「事故報告書」により速やかに本市に報告を行うこととします。

④ その他の報告

本市は指定管理者に対し、本施設の管理運営業務に関して、定期または必要に応じ報告を求めることができることとします。

⑤ 自己評価の実施

利用者等より、施設運営に関する意見を聴取してください。施設運営に関して、適宜自己評価を行っていただきます。

(ア) 指定管理者は、原則として年 2 回、利用者から積極的に運営管理に関する要望・意見を把握し、本施設の管理運営に関する自己評価を実施することとします。

(イ) 指定管理者は、自己評価の結果を施設の管理運営業務に反映させるよう努めることとし、反映状況について、本市に報告することとします。

(ウ) 利用者の満足度及び苦情については、選定評価委員会が調査を行うことがあります。

(2) 実地調査

本市は管理運営状況の確認のため、適宜、実地調査を行います。

また、利用者意見の結果及び毎年の事業報告書、事業進捗状況報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と本市が判断した場合には、実地に調査し、指定管理者に対して必

要に応じて指示、是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても当該勧告の事項に改善が見られない場合は、指定期間中であってもその指定を取り消す場合があります。

13 管理運営に対する評価等

指定管理者による適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上のため、毎年度利用者満足度及び苦情について調査するとともに、施設の管理運営に対する評価を行います。毎年度の評価に際しては、選定評価委員会において指定管理者から提出された事業報告書等により、協定締結内容（提案内容）が適切に実施されたかなどを評価します。

指定管理者は、本市が実施する利用者満足度調査について協力してください。実施にあたっては、アンケート項目や配布・回収方法等について本市と協議を行うものとします。

14 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、消防法、下水道法、いわゆるビル管法、神戸市立須磨海浜水族園条例及び同施行規則、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令、個人情報の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、神戸市行政手続条例、神戸市個人情報保護条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市情報公開条例、神戸市情報セキュリティポリシー、その他関連法令を遵守してください。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、神戸市個人情報保護条例に基づき、業務上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。個人情報を取り扱う際あるいは情報処理業務を行う際には、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守するとともに、毎年度「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を提出していただきます。

(3) 守秘義務

指定管理者は、管理運営にかかる業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的外に使用したりすることはできません。指定期間終了後も同様とします。

(4) 情報公開

指定管理者は、管理運営にかかる業務に関して保有する情報の公開について、神戸市情報公開条例の趣旨に則り、本市の指示のもと必要な措置を講じなければならない

ものとしします。

(5) 再委託等の制限

指定管理者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ神戸市の承認を受けた場合は、使用料等の徴収業務を除く当該業務の一部に限り、第三者に再委託することができます。

(6) 要望等への対応

市民からの要望等に対しては要望者の立場に立ち、誠実かつ丁寧な対応に努めるとともに、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第8条の「記録の例外」に該当する要望等を除き、重要な要望等については記録し本市に報告・協議するとともに、指定管理者の責任により対応してください。

(7) 物品の管理等

- ・指定期間の当初に存在した備品、消耗品等（以下「物品等」という）については、市からの貸与とします。
- ・指定期間内に指定管理者が入園料等の利用料金で購入した物品等は、市の所有となります。
- ・施設の維持魅力向上のための取り組みとして、新たに設置・改修した水槽等の工作物等については、市の所有となります。
- ・指定管理者が管理する市の所有する物品等については、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理等を行うものとしします。
- ・指定管理者は、市が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について市に報告しなければなりません。
- ・その他、既存のレプリカ、標本類など神戸市の所有物については、指定管理者はこれを適正に管理することにより、展示業務に利用することができます。
- ・現指定管理者が行っているリース契約については、引継ぎを前提としません。

(8) 公租公課

本市において、事業所税が課される場合がありますので、納税義務の有無等については、行財政局主税部市民税課事業所税担当（電話 078-322-6306）にご確認ください。

なお、指定管理者として当該施設の管理運営を行う場合、当該施設を課税対象施設として、原則、法人市民税（均等割額、法人税割額）が課税されます。

また、複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式を取る場合は、事業形態の内容により、それぞれの事業者に法人市民税が課税される場合があります。具体的な判定については、行財政局主税部市民税課法人市民税担当（電話 078-322-5158）に確認してください。

以上の他、国税や法人県民税など指定管理者として事業を行う上で納税義務が生じる公租公課の具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認してください。

(9) 従業員駐車場

本施設内に従業員用駐車場はありません。駐車場が必要な場合は、本施設内駐車場の駐車台数に余裕がある場合に限り、必要台数分について本市から行政財産の目的外使用許可を得て使用することができます。

この場合は、以下の使用料を本市に支払っていただきます。

- ①自動車 月額 3,500 円／台
- ②バイク・原付 月額 700 円／台
- ③自動車及びバイク・原付 月額 3,500 円／台

※いずれも通年しか認めません。

※当該従業員が、市の要件に準じて身体障害等により通勤用車両を用いなければ通勤が困難であると認められる場合は、公益減免（無償）とします。

(10) 事業継続が困難になった場合の措置

本市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

不可抗力等、本市、指定管理者のいずれの責めにも帰さない理由により、管理運営業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、別紙2リスク分担表に基づき費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとします。

協議により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。

15 その他

(1) 必要人材の配置と職能

職員について、職種内容により分類し、それぞれの職種（雇用形態を含む）ごとにその業務内容及び必要な職能（免許、資格、技能、経験年数など）を明示してください。

なお、別添7「水族の飼育展示・調査研究及び学芸普及（社会教育）活動に関する仕様書」に定める業務を円滑に行う等の理由から、下記の条件を満たす職員を配置することを前提とします。

条件	人数
園長	1名
自然生物系学芸員（水生生物飼育展示・教育活動実歴各5年以上）	7名以上
獣医師（海棲哺乳類実歴3年以上）	1名以上
潜水土（労働安全衛生法による潜水土免許を有するもので、かつ、潜水実歴3年またはそれと同等の技能を有する者）	5名以上
イルカトレーナー（実歴5年以上）	5名以上
玉掛け（実歴1年以上）	3名以上
クレーン技師（実歴1年以上）	3名以上

（2）行為許可について

水族園において、下記の行為をしようとする者については、指定管理者が許可するものとします。その場合は、法律（行政事件訴訟法、行政不服審査法）の規定に基づき、審査請求についての教示が義務付けられています。

- ①業として行う写真（広告写真を除く。）の撮影その他これに類する行為
- ②業として行う広告写真の撮影その他これに類する行為
- ③業として行う映画の撮影その他これに類する行為
- ④業として行う広告類の掲出又は配布、宣伝その他これに類する行為

（3）神戸市立須磨海浜水族園の再整備について

本実施要領の冒頭に記載のとおり、当該施設を含む海浜公園において P-PFI 制度に基づく再整備を予定しています。指定管理者においては、再整備事業が円滑に進むよう、信義誠実の原則に従い、神戸市及び認定計画提出者等に協力すること。

（4）消費税の改定について

今回の提案書類における消費税について、収支積算の前提となる消費税率を『10%』として収支計画を作成してください。

（5）実施要領等に定めのない事項及び疑義

本実施要領、別添資料集に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議し決定することとします。